

# 八代市戸建木造住宅耐震化支援事業 補助制度利用の手引き

[令和7年度版]

**耐震シェルター工事費補助事業**

＜お問合せ先＞

〒866-8601

熊本県八代市松江城町 1 番 25 号

八代市 建設部 建築指導課

TEL：0965-33-4750

FAX：0965-33-4461

[kenshido@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:kenshido@city.yatsushiro.lg.jp)

## も く じ

### 【共通事項】

1. はじめに ～主役は「あなた」～
2. あなたの家は地震に対して安全ですか？（耐震診断士派遣事業概要）
3. 住まいの耐震化を行いましょう。（耐震化支援事業概要）
4. 申請の際の注意
5. 用語の解説
6. 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額について
7. よくある質問（Q & A）

### 【耐震シェルター工事補助事業】

1. 事業の概要
2. お申込みの前にご確認いただく事項
3. 耐震改修設計工事補助事業について
4. 事業の流れ
5. 提出書類

## 共通事項

## 1. はじめに ～主役は「あなた」～

あなたが所有する住宅の耐震性能（地震に対する性能）を確認し、耐震化（地震に対する性能を向上させること）の方針を決めるのは「あなた」です。まずは、住宅所有者であるあなたが耐震化に関する知識を深め、内容を理解できる力を身につけることが大切です。

また、この事業は、申請者がご自身で実施する事業について、補助金を支給する事業です。設計者や施工業者を選択したり、契約を締結したりすることは、申請者が行う必要があります。

## 2. あなたの家は地震に対して安全ですか？（耐震診断士派遣事業概要）

地震に対して安全かどうか確認するためには、八代市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業を利用し、耐震診断を実施しましょう。

本市では、一戸建ての木造住宅を対象に、今後の大地震に対して安全かどうか調べる耐震診断士派遣事業を実施しています。

### 1. 対象住宅（次の全てに該当するもの）

- ① 八代市内に存在する戸建木造住宅
- ② 住宅所有者が現に住んでいるもの又は居住する見込みがあるもの
- ③ 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的工法によって建築されたもの
- ④ 地上階数が3以下のもの
- ⑤ 平成12年5月31日以前に着工したもの又は熊本地震で罹災したことが確認できるもの
- ⑥ 原則として建築基準法に係る違反がないもの
- ⑦ 過去に他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの（令和2年度まで県で実施していた耐震診断士派遣事業を含む）

### 2. 申込みできる方

原則として住宅所有者

### 3. 診断費用

一戸 3,000円

### 4. 申込み期間

令和7年1月6日（月）～8月29日（金）

（土・日・祝日を除く） 午前9時 ～ 午後5時まで

※申込は先着順です。予算額に達し次第、受付終了します。

## 5. 申込み・問い合わせ先

八代市役所 建築指導課

〒866-8601 八代市松江城町1-25

電話：0965-33-4750

## 3. 住まいの耐震化を行いましょう。(耐震化支援事業概要)

八代市では今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震化を行う方にその費用の一部を補助する事業を実施しています。耐震化の補助メニューは、「耐震改修設計」「耐震改修工事」「耐震改修設計工事」「耐震建替工事」「耐震シェルター」の5つです。どの補助メニューを選ぶかは、あなたの判断となります。

住まいを耐震化することで「守られる命」がたくさんあります。地震により、倒壊した家屋の下敷きとなり尊い命を失ってからでは、悲しみは計り知れません。

将来の住まいのあり方を考えた上でご検討下さい。

### (1) 受付期間と事業完了期限

各事業とも、正式な申請の前に、事前協議の受付期間内に事前協議を行ってください。また、完了期限までに事業を完了し、完了実績報告書等を提出してください。

#### 【事前協議書の受付期間】

令和7年1月6日(月)から令和7年8月29日(金)

(土・日・祝日を除く) 午前9時 ~ 午後5時まで

※申込は先着順です。予算額に達し次第、受付終了します。

#### 【事業の完了期限(完了実績報告書の提出期限)】

令和8年1月30日(金)

### (2) 耐震化支援事業共通の要件

耐震化支援事業をお申込みは、以下のすべての要件に該当することが必要です。その他利用する事業ごとに個別の要件があります。

#### ① 申請者の条件1：住宅の所有者であること

補助事業を行う申請者は、対象となる住宅の所有者である必要があります。住宅の所有者は、登記事項証明書や固定資産証明書で確認します。特別な理由等で所有者による申請が不可能な方はご相談ください。

#### ② 申請者の条件2：市税の滞納がないこと

補助事業を行う申請者は、市税の滞納がないことが条件となります。市税滞納の有無について調査承諾書を提出していただき滞納について調査を行います。

### ③ 対象住宅の条件 1：所有者が居住していること

補助事業の対象となる住宅は、所有者自身が居住している住宅です。貸している住宅、借りている住宅などは対象になりません。所有者が居住していることは、住民票の写しで確認します。特別な理由等で現在居住していない場合は、ご相談ください。

### ④ 対象住宅の条件 2：一戸建ての住宅であること

補助事業の対象となる住宅は、一戸建ての住宅です。長屋や共同住宅は対象になりません。また、店舗等と併用している併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が述べ床面積の2分の1以上のものに限りです。

### ⑤ 対象住宅の条件 3：木造で階数が3階以下であること

補助事業の対象となる住宅は、在来軸組工法、ツーバイフォー工法（枠組壁工法）、伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のものです。鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建物は対象になりません。

### ⑥ 対象住宅の条件 4：平成12年以前に着工または熊本地震で罹災

補助事業の対象となる住宅は、以下のA、Bどちらかの要件に該当する必要があります。

A) 平成12年5月31日以前に着工（建築）された住宅

B) 次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの。

○災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し

○罹災報告書（別記様式第3号）

## (3) 補助メニュー

| 補助メニュー                                                        | 個別要件                                                     | 助率                  | 補助金の額             |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------|-------------------|
| <b>耐震改修設計</b><br>耐震改修工事を行うための設計費の補助                           | 共通要件のみ                                                   | 2/3 以内              | 最大 20 万円          |
| <b>耐震改修工事<sup>※1</sup></b><br>耐震性がない住宅を耐震性がある住宅に改修するための工事費の補助 | 耐震診断の結果、倒壊の可能性がある <sup>※2</sup> もの                       | 1/2 以内              | 最大 60 万円          |
| <b>耐震改修設計工事</b><br>耐震改修設計から耐震改修工事まで総合的に実施するものの補助              | 耐震診断の結果、倒壊の可能性がある <sup>※2</sup> もの                       | 要件に応じて最大<br>9/10 以内 | 最 大<br>157 万 5 千円 |
| <b>耐震建替工事</b><br>耐震性がない住宅を解体し、同じ敷地で建替えるための工事費の補助              | 耐震診断の結果、倒壊の可能性がある <sup>※2</sup> もので、被災者生活再建支援金の支給対象でないもの | 要件に応じて最大<br>9/10 以内 | 最 大<br>157 万 5 千円 |

|                                                         |                                                                                                      |               |                 |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|
| <b>耐震シェルター工事</b><br>家屋が倒壊しても一定の空間を確保するための耐震シェルターの設置費の補助 | 旧耐震※ <sup>3</sup> ：共通要件のみ<br>新耐震※ <sup>4</sup> ：耐震診断の結果、倒壊の可能性がある※ <sup>2</sup> 、又は大規模半壊以上の罹災をしている住宅 | <b>1/2 以内</b> | <b>最大 20 万円</b> |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|

※1 耐震改修工事を実施するには、耐震改修設計が必要です。

※2 「耐震診断の結果、倒壊の可能性がある」かの確認は、八代市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業をご活用ください。

※3 旧耐震：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの

※4 新耐震：昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したもの

## 4. 申請の際の注意

### (1) 契約の時期

事業を実施する業者との契約は、原則八代市からの「補助金交付決定通知書」が交付されてから締結してください。

ただし、平成28年4月14日から平成29年9月30日までの間に、補助を受けずにご自身で耐震改修などを実施された場合は、同等の要件を満たしていれば補助できる場合があります。詳しくは建築指導課にご相談ください。

### (2) 事業途中の変更や、工期の延長について

「補助金交付決定通知書」を受けたあと、事業の内容や金額が変更になる場合や、交付決定通知書に記載された完了予定期日までに事業が完了しないと見込まれる場合は、早急に建築指導課にご相談いただき、「補助金交付変更承認申請書」を提出し、市の「補助金交付変更承認通知書」を受けたあと、施工業者等と変更契約を行ってください。変更承認通知を受ける前に変更契約をされた場合、補助金の交付が受けられない場合があります。

### (3) 他の補助金との併用について

他の補助金との併用は原則できません。

※国や県が実施するものを含む。

併用をお考えの場合には必ず事前に建築指導課へご相談ください。

### (4) 書類の作成

申請の際に添付する書類の中には専門的な知識が必要な書類があります。書類の作成については、業者へ委任をすることでスムーズに事業を進めることができます。なお、申請者以外が申請書等の提出を行う場合は、委任状が必要です。

## (5) 補助金の支払い

事業完了の際に、契約業者にいったん全額支払っていただく場合、その後の請求にもとづき八代市から補助金が申請者の指定口座に振り込まれます。

また、八代市から施工業者へ直接補助金を支払うことができる代理受領制度があります。詳しくは、お尋ねください。

## (6) 印鑑

押印が必要な申請書類に使用する印鑑は認印で結構です。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。

## (7) 消せるインク等の使用について

申請書類の作成では、鉛筆や消せるインク等は使用しないでください。必ず黒インク又は黒ボールペンで記入してください。

## (8) 建築基準法関係規定について

対象建築物が建築基準法関係規定に違反していることが判明した場合、補助金の交付を受けられません。なお、耐震改修工事や建替工事にあたっては、建築士等の専門家にお尋ねの上、適切な申請、届出をお願いします。

# 5. 用語の解説

## (1) 耐震診断（一般診断法）

耐震改修の必要性を判断することを目的とし、住宅の壁や天井等をはがすことなく、目視による簡単な調査（予備調査）や既存の図面を基に住宅の耐震性能を診断する方法です。八代市が実施している「八代市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」で実施している耐震診断はこの方法で実施されています。

## (2) 耐震診断（精密診断法）

耐震改修工事の計画（設計）を行うことを目的とし、床下や天井裏より基礎、壁、柱、梁等の構造の状態を確認し、必要がある場合には壁や天井等をはがして細部の確認を行います。住宅の耐震性能を診断すると共に、改修後の耐震性能を確認する方法です。一般診断法よりも、精度の高い診断方法です。改修設計の際には、原則この方法で診断を行う必要があります。

### (3) 上部構造評点

上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つです。

|                |            |
|----------------|------------|
| 評点1.5 以上       | 倒壊しない      |
| 評点1.0 以上1.5 未満 | 一応倒壊しない    |
| 評点0.7 以上1.0 未満 | 倒壊する可能性がある |
| 評点0.7 未満       | 倒壊する可能性が高い |

## 6. 住宅耐震改修に伴う固定資産税等の優遇措置について

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減免や所得税の控除を受けられる場合があります。詳しくは、固定資産税は市の資産税課（TEL：0965-33-4108）へ、所得税については税務署にご相談ください。

## 7. よくある質問（Q & A）

### 問1. 伝統的構法は、補助対象となるか。

答1： 昭和25年以前着工の伝統的構法の住宅でも、補助対象となります。この場合、伝統的構法により耐震診断・設計等ができる建築士は限られるため、設計等ができる建築士へ依頼する必要があります。

※「伝統的構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材で作られており、貫、さし鴨居、土壁等が多く用いられている日本古来の木造軸組のこと。主に建築基準法制定（昭和25年）以前に建てられている。

### 問2. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答2： 本事業は戸建て木造住宅を対象としており、店舗や事務所、アパートなどは補助対象としていません。ただし、店舗等の用途を兼ねる戸建て木造住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満の住宅母屋に限る）については、主用途が住宅であるとみなして、店舗等の部分も含めて事業対象となります。

### 問3. 増築した部分がある場合、建築時期の取り扱いはどうなるのか。

答3： 現存する最も着工時期が早い部分により全体を取扱います。  
ただし、建築基準法により増築時に既存部分の耐震化が必要な場合で、なされていない場合には、建物全体が違反建築物となり、補助対象とできません。  
増築時に既存部分の耐震化が必要であったかについては、八代市建築指導課にご相談ください。

### 問4. 住宅の所有者以外が本事業へ申込むことは可能か。

答4： 原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、所有者が故人である場合や所有者の入院など、やむを得ない場合は、必要な書類を提出することで、代

理の方でも補助対象者とすることができるものとします。

ただし、代理者の範囲は、当該住宅に居住されている配偶者または2親等以内の方（父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹）とします。

**問5. 共有者とは何か。**

答5： 対象住宅の登記簿上の所有者(権利者)が複数いる場合の所有者のことです。また、所有者が故人の場合は、相続権利者が共有者となります。相続が分かる書類を添付してください。

**問6. 購入予定の中古住宅を購入前に補助対象とできないか。**

答6： 登記・引き渡し前に買主が補助を受けることができる場合があります。申請時に売買契約書の提示及び写しの提出等が必要です。また、引き渡し後又は改修後にすみやかに居住されることが必要です。

**問7. 申請住宅に現に居住者がいないが改修後に住む予定の場合は補助対象とならないのか。**

答7： 現に居住者がいない場合は、誓約書（耐震改修工事後にすみやかに住むこと及び現に住んでいる場所が自己所有の場合は転居が必要な理由を示したもの）を提出してください。耐震改修後に申請住宅に住む見込みがあると認められる場合は補助対象となります。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票の写しなどの提出が必要です。

**問8. 建築確認済証と住宅の所有者がわかるもの（登記事項証明書など）は両方必要なのか。**

答8： 建築確認済証により住宅の建築年や手続きがなされているかを確認することもできますが、住宅の所有者については、確認できません。それぞれ証明する内容が異なるため、建築確認済証と住宅の所有者がわかるもの（登記事項証明書など）の両方が必要です。どうしても揃わない場合はご相談ください。

**問9. 応急修理との併用は可能か。**

答9： 個々の施工内容について応急修理（公費）と耐震改修補助を重複して受けることはできません。

同じ家の中でも、応急修理（公費）の施工内容と耐震改修補助の施工内容が別々にあることは差支えありません。

**問10. 一般診断法における劣化のチェック項目は、全て耐震改修工事の対象か。**

答10： 耐震診断のうち一般診断法では、表面の劣化等の状態から内部の構造部分の性能を推定する場合がありますが、表面の補修は必ずしも耐震化補助の対象となりません。

例えば、筋交いを追加するために必要な表面仕上げの撤去・復旧は補助の対象となりますが、単なる表面仕上げの補修は、一般診断でチェック項目となった場合でも補助の対象となりません。

**問11. 既に着手あるいは完了している耐震改修設計・耐震改修工事は、補助対象となるのか。**

答11： 原則として市からの補助金の決定通知が来る前に工事等の契約を締結したもののについては補助対象外となります。ただし、平成28年4月14日～平成29年9月30日までに契約されたもので、事業未着手であること以外の本事業の要件を満たす場合は、補助対象となる場合がありますので、お問合せください。

**問12. 補助交付申請書等は郵送で提出してよいのか。**

答12： 郵送でも構いませんが、受付時にいくつか確認事項がありますのでできる限りご持参ください。

**問13. 地盤の改良や基礎の補強も耐震には有効と思われるが、補助対象となるのか。**

答13： この制度は、あくまで上部構造が対象であり、地盤については対象となりません。ただし、基礎の補強については、耐震診断の結果、耐震性の向上に有効であると判断された場合は補助対象となります。

**問14. 耐震改修設計を行う建築士や工事監理者、施工業者は自由に選べるのか。**

答14： 耐震改修設計を行う建築士および工事監理者については、木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であれば自由に選ぶことができます。特別な事情により、条件を満たせない場合は、個別でご相談ください。

**問15. 耐震改修設計等を行う建築士等を紹介してほしい。**

答15： 特定の業者の紹介は行っておりませんが、次のホームページに講習会受講者等の情報が掲載されています。

- ・ 熊本県「建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報」

[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_1603.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1603.html)

- ・ 一般財団法人日本建築防災協会「耐震診断・耐震改修実施事務所一覧」

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/soudan/jimusyow.html>

また、各建築関係団体における耐震改修設計等を行う会員については各団体にお尋ねください。

(一財) 熊本県建築士事務所協会 電話096-371-2433

(公社) 熊本県建築士会 電話096-383-3200、

(一社) 熊本県建築協会 電話096-364-2122

**問16. 耐震診断、耐震改修設計を行わずに耐震改修工事を行いたいが可能か。**

答16： 耐震改修工事を行うためには、耐震診断、耐震改修設計が不可欠です。  
耐震診断を行うことで、住宅のどの部分が地震に弱いのが分かります。  
その後、改修設計を行うことで、どこをどのように補強すればよいのが分  
かり、耐震改修工事の設計図を作成することができます。  
耐震診断、耐震改修設計をせずに耐震改修工事を行うことは、病院で医師の  
診断を受けずにいきなり手術を行うようなものです。

# 耐震シェルター工事費補助事業

## 1. 事業の概要

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るために設置する、耐震シェルター工事に要する費用の一部を補助するものです。

## 2. お申込みの前にご確認いただく事項

### (1) 共通事項の確認

耐震シェルター工事費補助事業に関する項目とは別に、共通事項の内容を必ずご確認ください。

### (2) 耐震診断について

耐震シェルター事業の利用の前に耐震診断が必要な場合があります。耐震診断の要否が不明な場合は、職員にご確認ください。耐震診断については、「八代市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」をご利用ください。

#### 1) 事業の利用にあたり、耐震診断が不要なもの（以下のいずれか）

- ・ 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅
- ・ 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの。

#### 2) 事業の利用にあたり、耐震診断が必要なもの

- ・ 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅で、平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもののうち、災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されていないもの。

※ 耐震診断を行い、上部構造評点が1.0未満の場合に事業が利用できます。

#### 3) 事業の利用が出来ないもの

- ・ 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅で、平成28年熊本地震で罹災したことが確認できないもの。

### (3) 事業実施期間について

令和8年1月30日までに、完了実績報告書および補助金請求書に添付書類を添えて提出してください。

期日までに事業が完了できない場合、補助金を受け取れない場合がありますので、期日までに事業の完了が見込めない場合は事前にご相談ください。

### 3. 耐震シェルター工事費補助事業について

#### (1) 補助の対象となる方

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ☐ 住宅の所有者であること  
(特別な理由等で所有者による申請が不可能な方はご相談ください。)
- ☐ 市税等の滞納がないこと。

#### (2) 補助の対象となる住宅

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ☐ 市内に存在する戸建て木造住宅(店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。)で、現に住宅所有者の居住の用に供されている住宅
- ☐ 在来工法、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)、伝統的工法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ☐ 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの。
  - 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し
  - 罹災報告書(別記様式第3号)
- ☐ 昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの
  - ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの
  - イ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの
- ☐ 申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、原則としてその全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。
- ☐ 同事業に基づく、耐震改修工事又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの

#### (3) 補助対象となる工事

補助対象となる工事は、補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用で、対象となる耐震シェルターは以下のいずれかです。

- ☐ 他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの
- ☐ 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

※ その他、対象になるか不明のものについては、個別にご相談ください。

#### (4) 補助金の額

補助金の額は以下のとおりです。

耐震シェルター工事に要する費用の1/2又は20万円のうち低いほうの額  
(千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額)

## 4. 事業の流れ

### ● 申し込みと事前協議 ●

(1) 事前協議書の受付  
令和 7 年 4 月 1 日 (火)  
～ 8 月 29 日 (金)

事前協議書に必要な添付資料を添えて建築指導課に提出してください。

(2) 事前協議終了通知書

事前協議書の内容を元に、交付申請が可能な住宅に該当するか確認を行い、結果を通知します。

### ● 耐震シェルター工事の実施 ●

(3) 補助金の交付申請

通知書に記載の期限までに補助金交付申請を添付書類とともに建築指導課に提出してください。

(4) 補助金の交付決定

書類審査を行い、補助金交付決定通知書により通知します。

(5) 契約の締結

交付決定通知書が届いたら契約を締結してください。契約は必ず補助金交付決定通知書の日付以降に結んでください。

(6) 工事の着手 (着手届)

耐震シェルター工事を行います。着工時は事業着手届を提出して下さい。

(7) 工事の完了

工事が完了したら、現場の確認を行い、工事に問題がないかご確認ください。

### ● 補助金の受領 ●

(8) 完了実績報告

工事が完了したら、交付決定通知書の期限までに、実績報告書届を建築指導課へ提出してください。

(9) 補助金の交付確定

書類を審査し、「補助金交付確定通知書」を、ご自宅に郵送します。

(10) 工事費の支払い  
領収書の受理  
補助金の請求

「補助金交付確定通知書」がご自宅に届いたら、工事費を支払い、領収書を受け取って下さい。その後、領収書の写しを添えて補助金の請求書を建築指導課に提出してください。

(11) 補助金の受領の確認

補助金が指定の銀行口座に振り込まれます。補助金が入金されていることを、確認してください。(9)～(11)まで 1 ヶ月程度かかります。

## 5. 提出書類

|               |                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>事前協議時</b>  |                                                                                                        |
| ①             | 事前協議書（様式第1号）                                                                                           |
| ②             | 事前協議書別紙（別記様式第1号）                                                                                       |
| ③             | 位置図（付近見取図）                                                                                             |
| ④             | 市税納付状況調査承諾書（別記様式第2号）                                                                                   |
| ⑤             | 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの※1                                                                          |
| ※必要に応じて提出する書類 |                                                                                                        |
| ①             | 平成28年熊本地震により罹災したことが確認できる書類<br>（災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しまたは罹災報告書（別記様式第3号）<br>（補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合） |
| ②             | 現況住宅の耐震診断結果報告書の写し★<br>（昭和56年6月1日以降に着工したもので、災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「半壊」または「一部損壊」と認定されたもの）               |
| ③             | 耐震診断実施証明書（別記様式第11号）及び診断を実施した建築士の資格証の写し<br>（県や市の補助を受けずに耐震診断を実施した場合）                                     |
| ④             | その他必要な書類                                                                                               |
| <b>交付申請時</b>  |                                                                                                        |
| ①             | 補助金交付申請書（様式第3号）                                                                                        |
| ②             | 補助対象事業実施計画書（別記様式第6号-4）                                                                                 |
| ③             | 申請者の住民票の写し                                                                                             |
| ④             | 住宅の登記事項証明書又は当該住宅の所有者が分かる書類の写し※2                                                                        |
| ⑤             | 配置図                                                                                                    |
| ⑥             | 各階平面図（設置前、設置後）                                                                                         |
| ⑦             | 耐震シェルターの要件を証明する書類、仕様がわかるもの                                                                             |
| ⑧             | 工程表                                                                                                    |
| ⑨             | 現況写真（外観2方向以上、耐震シェルター設置予定箇所の写真）                                                                         |
| ⑩             | 見積書の写し（以下の項目が分けて記載されたもの）<br>・耐震シェルターの設置に要する工事費用（補助対象工事費）<br>・上記以外の工事費用（補助対象外費用）                        |
| ※必要に応じて提出する書類 |                                                                                                        |
| ①             | 委任状（別記様式第7号）<br>（手続きを別の者に委任する場合）                                                                       |
| ②             | 八代市戸建木造耐震改修等事業承諾書（別記様式第8号）<br>（申請者以外に所有権を有しているものがある場合）                                                 |
| ③             | 住宅部分と住宅以外の部分の面積が分かる図面<br>（併用住宅の場合）                                                                     |
| ④             | 所有者との関係性が分かる書類<br>（所有者以外の居住者が申請する場合）                                                                   |
| ⑤             | その他必要な書類                                                                                               |

|                            |
|----------------------------|
| <b>事業着手時</b>               |
| ① 補助事業着手届（様式第5号）           |
| ② 耐震シェルター設置工事の契約書の写し       |
| <b>工事完了時</b>               |
| ① 完了実績報告書（様式第12号）          |
| ② 耐震シェルター設置工事中および設置後の写真    |
| ※必要に応じて提出する書類              |
| ① その他必要な書類                 |
| <b>補助金請求時</b>              |
| ① 補助金請求書（様式第14号）           |
| ② 領収書等費用を業者へ支払ったことが確認できるもの |

★ 八代市の耐震改修設計事業を実施の場合は不要

※1 「当該住宅の建築年月日がわかるもの」は以下のうちいずれか

- ・ 建築確認済証、検査済証又は確認申請書の写し
- ・ 建築確認済証交付済証明書、検査済証交付済証明書
- ・ 建築計画概要書の写し
- ・ 登記事項証明書等のうち建築年が確認できるもの
- ・ 固定資産証明書
- ・ その他市長が認める書類

※2 「当該住宅の所有者がわかる書類」は以下うちのいずれか

- ・ 登記事項証明書
- ・ 固定資産証明書
- ・ その他市長が認める書類

